

「三次市空家等対策計画（案）」に関するご意見とご意見に対する三次市の考え方

平成 29 年 3 月 9 日

部署名：建設部都市建築課

「三次市空家等対策計画（案）」について、平成 28 年 12 月 19 日から平成 29 年 1 月 13 日まで、三次市ホームページ等を通じてご意見を募集したところ、1 通計 2 件のご意見を頂きました。お寄せいただいたご意見とご意見に対する三次市の考え方について、次の通り取りまとめましたので、報告いたします。ご意見をお寄せいただいた方の御協力に厚くお礼申し上げます。

番号	案の項目	ご意見の概要	件数	三次市の考え方
1	—	私の家の近隣に空き家があります。空き家になり、10～15 年経過しており屋根瓦が落下し、道路側に端瓦が落ちています。夜中も落下の音がするときがあり、危険です。家主は遠方におられ、連絡が十分に取られません。集落の景観の面からもやや見苦しい状況で、もはや放置できなくなっている現況です。何らかの措置を求めたいと思います。まず調査においでください。	1	ご連絡いただいた案件については、平成 27 年より継続的に監視を行っております。引き続き、監視を続けると共に、所有者の方へは適正管理の依頼等を働きかけてまいります。
2	空家等対策の視点と具体的な取り組み	今後このような空家（廃家）が続出すると思われるので、対策をお願いしたいものです。本市の計画でどうなっているか確認しておりません。予算措置を求めたいと思います。	1	空家等は、個人等の私有財産であり、第一義的にはその所有者等が自己の責任において自主的に管理することが原則ですが、「5.4 特定空家等に対する措置」として、特定空家等への措置方針や実施体制の検討等を行うこととしており、措置の具体的手続きや、対策の実施体制の構築を進めてまいります。